

会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・
ふれあいの森公園）指定管理者募集要項

令和元年6月

会津美里町教育委員会 新鶴生涯学習センター

目 次

1	施設の概要	1
2	指定管理者として行う業務	2
3	指定管理者が行う管理の基準	2
4	指定期間	4
5	利用料金に関する事項 (施設の使用料)	4
6	管理に係る経費に関する事項	5
7	指定管理者と会津美里町のリスク管理及び責任分担	6
8	申請資格者	7
9	募集及び選定スケジュール	7
10	現地説明会の開催	8
11	申請手続き	8
12	質問及び回答	9
13	指定管理者の選定等	10
14	指定管理者の指定及び協定	11
15	事業の実施が困難となった場合の措置	12
16	問い合わせ先	12
別紙 1	会津美里町体育施設 (新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあい の森公園) 指定管理委託料積算参考資料	13
別紙 2	提出書類一覧	15
様式第 1 号	指定管理申請書	16
様式 1	事業計画書	17
様式 2	収支計画書	20
様式 3	法人等概要書	21
様式 4	誓約書	22
様式 5	申立書	23
様式 6	質問書	24
	指定管理者が行う業務仕様書 I	25
	指定管理者が行う業務仕様書 II	32

会津美里町体育施設 (新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園)
 指定管理者募集要項

会津美里町体育施設 (新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園) の利便性やサービス向上及び維持管理業務の合理化を図るため、この施設の指定管理者 (管理運営を実施する団体) を次のとおり募集します。

1、施設の概要

(1)新鶴体育館

①所在地

会津美里町佐賀瀬川字峯山 5003 番地

②施設の設置目的

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条第 1 項の規定に基づき、町民の体育及びレクリエーションその他社会教育の振興を図る。

③施設の内容

供用期間	4月1日から3月31日まで		
規模	敷地面積	44,063 m ²	
	体育館建築面積	1,279.998 m ²	
	体育館延床面積	1,339.760 m ²	
構造	体育館	鉄筋コンクリート鉄骨造	亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
	ポンプ室	鉄筋コンクリート造	

(2)吹上総合運動場

① 所在地

会津美里町佐賀瀬川字峯山 5003 番地

② 施設の設置目的

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条第 1 項の規定に基づき、町民の体育及びレクリエーションその他社会教育の振興を図る。

③ 施設の内容

供用期間	4月1日から11月30日まで		
規模	敷地面積	44,063 m ²	
	*野球	1面	ソフトボール 2面
	*トイレ	鉄筋コンクリート造	14.40 m ²
構造	運動場夜間照明設備		
	*投光器架台	6灯用 2基	4灯用 4基
	*投光器	ワルチハロゲン用	78個
		高圧ナトリウム用	54個

(3) ふれあいの森公園

① 所在地

会津美里町鶴野辺字下長尾 2398 番地

② 施設の設置目的

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条第 1 項の規定に基づき、町民の体育及びレクリエーションその他社会教育の振興を図る。

③ 施設の内容

供用期間	4月1日から11月30日まで
規模	敷地面積 38,028.74 m ²
	*テニスコート 4,720 m ² 6面 全天候型・夜間照明完備
	*アスレチック広場 1,800 m ² (遊具一式)
	*テントサイト 10張
	*観覧席 300人収容
	*多目的運動広場 陸上競技場 400mトラック

構造

* 管理棟	1棟	176.00 m ²	木造平家建
* 倉庫	1棟	96.00 m ²	鉄筋コンクリート造
* 炊事棟	1棟	33.84 m ²	木造平家建
* バンガロー	2棟	54.40 m ²	木造平家建
* ログブイレ	1棟	20.00 m ²	木造平家建

2. 指定管理者として行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。なお、業務の詳細については、別紙「会津美里町体育施設 (新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園) 指定管理者の業務仕様書」を参照してください。

イ、新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園の施設及び付属設備等の維持管理に関する業務。

ロ、新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園の利用の承認に関する業務。

ハ、上記の他、新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園の管理に関し町長並びに教育委員会が必要と認める業務。

3. 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げる基本的事項に基づき、各施設の適切な管理を行ってくださ

(1)新鶴体育館

- ① 営業時間 午前9時から午後9時
- ② 休業日 (イ) 毎週月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)
(ロ) 12月29日から翌年1月3日までの期間 (以下「年末年始」という。)

(2)吹上総合運動場

- ① 営業時間 午前9時から午後9時
- ② 休業日 (イ) 毎週月曜日 (休日) に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)
(ロ) 12月1日から翌年3月31日までの期間

(3)ふれあいの森公園

- ① 営業時間 午前9時から午後9時
バンガロー・テントサイト 24時間
- ② 休業日 (イ) 毎週月曜日 (休日) に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)
(ロ) 12月1日から翌年3月31日までの期間

「共通」

- ① 法令等の遵守
- ② 事業計画書の提出及び事業報告
指定管理者は、次に定めるところにより事業計画書、事業報告書及び事業進捗状況報告書を提出していただきます。
 - ア. 各年度の事業計画書
前年度の11月末までに、各年度における詳細な事業計画書を提出してください。
 - イ. 各年度の事業報告書
毎年5月末までに、前年度分の事業報告書を提出してください。
 - ウ. 営業月報の提出
毎月5日までに、前月分の営業 (利用) 実績報告書を提出してください。
 - エ. 四半期ごとに事業進捗状況報告書を提出してください。
 - オ. その他管理の適正化を図るため、町長 (教育委員会) が必要と認めるときは、臨時に業務又は経理の状況に関し、報告を求める場合があります。
- ③ 環境への配慮
各施設の管理にあたっては、電気ガス等エネルギーの使用量の削減、廃棄物の発生抑制、環境負荷の低減に資する物品の調達等環境への配慮を行ってください。

④ 個人情報の保護

指定管理者は、会津美里町個人情報保護条例の規定並びに町と締結する協定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはなりません。

⑤ 一括再委託の禁止

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、清掃、警備等個別業務については、あらかじめ町長の承認を得た上で、専門の業者に委託することができます。

4. 指定期間

指定管理者としての指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。ただし、各施設の管理を継続することが適当でないときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消し等をする場合があります。

5. 利用料金に関する事項 (施設の使用料)

(1) 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金制度を採用します。したがって、各施設の利用に係る料金は、指定管理者自らの収入となります。

(2) 利用料金の額

利用料金の額については、各条例の定める範囲内において、あらかじめ町長(教育委員会)の承認を経て、指定管理者が決定することになります。

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免については、町が定める基準にしたがって行っていただくことになります。減免の対象及び額については、別添仕様書内の減免基準を参照してください。

6. 管理に係る経費に関する事項

(1) 指定管理委託料の上限額

町が指定管理者に支払うこととなる管理に係る経費(指定管理委託料)の上限額は、次のとおりです。したがって、この上限額を上回る応募は、失格となります。なお、この額には町が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園
上限額：71,800千円(各年度14,360千円×5年)

※ 管理に係る経費については、指定管理委託料実績及び計画資料(別紙1)を参照してください。

(2) 指定管理委託料の額

原則として、申請において提案された金額が、そのまま指定管理者委託料の額と

なりません。

(3) 指定管理委託料の増額又は減額

町の求めに応じ、指定管理者が実施する業務を変更した場合及び社会情勢の大幅な変動があった場合は、指定管理者と町との協議により指定管理委託料を増額又は減額できるものとします。指定管理者と町との協議が整わない場合は、町が指定管理委託料の額を決定できるものとします。

(4) 指定管理委託料の支払方法

指定管理委託料の支払い時期は、原則4回に分割し、支払い月は指定管理者と町が締結する協定において定めます。

(5) 会計年度区分

経理は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに区分してください。

(6) 区分会計

指定管理者は、会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園）の管理に係る経費事務の執行に当たっては、自身の団体と独立した会計帳簿書類を設け、収支を明らかにしてください。

7. 指定管理者と会津美里町のリスク管理及び責任分担

指定管理者と町とのリスク管理及び責任分担については、原則として次のとおりです。
なお、詳細については、指定管理者と町が締結する協定において定めます。

内 容	指定管理者	会津美里町
利用の許可（目的外使用許可を除く。）	<input type="radio"/>	
利用の許可の取り消し又は停止	<input type="radio"/>	
目的外使用許可		<input type="radio"/>
利用料金の收受（使用料の收受）	<input type="radio"/>	(○)
利用料金の減免承認		<input type="radio"/>
利用者に係る苦情及びトラブルへの対処（指定管理者の業務範囲内のもの）	<input type="radio"/>	
利用者に係る苦情及びトラブルへの対処（上記以外のもの）		<input type="radio"/>
利用者等への損害賠償（ただし、指定管理者に故意又は過失がある場合には指定管理者に求償するものとします。）		<input type="radio"/>
施設、設備の維持管理	<input type="radio"/>	
施設、設備の保守点検	<input type="radio"/>	
安全衛生管理	<input type="radio"/>	
消耗品の交換	<input type="radio"/>	
施設、設備の修繕（修繕費 10万円未満の事案）	<input type="radio"/>	
施設、設備の修繕（修繕費 10万円以上の事案）		協議事項
施設、設備等の大規模改修		<input type="radio"/>
自然災害（地震、火災等）時の対応	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
自然災害（地震、火災等）時の災害復旧		協議事項
火災保険の加入		<input type="radio"/>
包括的管理責任（管理の瑕疵を除く）		<input type="radio"/>

※ 備考 「大規模改修」とは、資産価値の向上又は耐用年数の延長が図られるものをいう。

8. 申請資格者

(1) 申請資格

指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人その他団体（以下「法人等」という。）とします。

ア. 会津美里町の区域内に主たる事務所が存すること。

イ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること。

ウ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により更正又は再生手続きをしていない法人等であること。

エ. 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

オ. 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

カ. 応募書類提出時において、会津美里町が行う建設工事の請負又は物品・役務の提供若しくは製造の請負の指名競争入札の指名停止措置を受けていない法人等であること。

キ. 会津美里町税に未納がない法人等であること。

(2) 選定対象からの除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

ア. 複数の事業計画書を提出した場合

イ. 指定管理者候補の選定審議会委員に個別に接触した場合

ウ. 提出書類に虚偽又は不正があつた場合

エ. その他不正な行為があつた場合

9. 募集及び選定スケジュール

指定管理者の募集及び選定に関しては、次の日程で行う予定です。ただし、ヒアリング以降の日程については、都合により変更することがあります。

募集要項の配布	令和元年 7 月 16 日（火）～令和元年 7 月 23 日（火）
質問の受付	平成元年 7 月 16 日（火）～平成元年 7 月 23 日（火）
現地説明会	平成元年 7 月 24 日（水）
質問回答	平成元年 7 月 25 日（木）
応募締め切り	平成元年 7 月 26 日（金）
書類審査	令和元年 8 月下旬
ヒアリング	令和元年 8 月下旬

選定結果の通知	令和元年9月中旬
仮協定の締結	令和元年11月上旬
指定管理者の指定に係る議決	令和元年12月上旬
指定管理者の指定	令和元年12月下旬
協定の締結	令和2年1月中旬
業務開始	令和2年4月1日

10. 現地説明会の開催

対象施設の現地説明会を下記の日程により開催します。

- ① 日 時：令和元年7月24日(水) 午前10時
 ② 場 所：新鶴生涯学習センター会議室

11. 申請手続き

(1) 募集要項の配布

ア. 配布期間

令和元年7月16日(火)から同7月23日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ. 配布場所

新鶴生涯学習センター

住 所：会津美里町鶴野辺字広町730番地

電 話：02442-78-3044

FAX：02442-78-3094

(2) 提出書類

応募に必要な提出書類は、次のとおりです。なお、詳細については、提出書類一覧(別紙2)を参照してください。

ア. 指定申請書(会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第1号様式)

イ. 事業計画書(様式1)

ウ. 収支予算書(様式2)

エ. 法人等概要書(様式3)

オ. 誓約書(様式4)

カ. 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

キ. 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

ク. 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

ケ. 当該法人等の役員名簿

コ. 会津美里町税に未納（納期限が到来していないものを除く。）がないことを証する書類

カ. 申立書（様式5。上記書類のうち該当がないものがある場合のみ提出）

(3) 提出期限

令和元年7月16日（火）から同年7月23日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出先

新鶴生涯学習センター

住所：会津美里町鶴野辺字広町730番地

電話：0242-78-3044

FAX：0242-78-3094

(5) 提出方法

持参のみで、郵送は受け付けません。

(6) 提出部数

提出部数は、添付書類を含め正本1部、副本1部とします。

(7) 提出に当たっての留意事項

ア. 申請に係る経費は、すべて申請者の負担となります。

イ. 申請書類は、理由の如何にかかわらず、返却しません。

ウ. 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は無償でこれを使用することができます。

エ. 申請書類は（印鑑証明書及び町税に未納のないことを証する書類を除く。）は、指定管理候補者の選定後において、公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

オ. 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

12. 質問及び回答

(1) 質問者の資格

本要項中「8. (1) 申請資格」を満たすものとします。

(2) 受付期間

令和元年7月16日（火）から同年7月23日（火）まで

ただし、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 受付方法

質問表（様式6）により、上記期間内に問い合わせ先まで、持参、郵送、又はFaxのいずれかで提出してください。

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、募集要項の全受取者に対して、7月25日(木)にお知らせします。

13. 指定管理者の選定等

学識経験者等の委員で構成する会津美里町の施設指定管理者選定審議会(以下「審議会」という。)を設置し、選定基準に基づいて総合的に評価し、指定管理者候補の選定を行います。

(1) 選定方法

次に掲げる手順により選定します。

ア. 第1次審査

提出された指定管理者指定申請書等の書類を審査し、応募要項に定めた資格・要件の具備について審査します。(施設所管課)

イ. 第2次審査

審議会において、書類審査のほか、必要に応じ応募者のヒアリングを実施し、応募者の順位付けを行います。(総務課)
なお、ヒアリングの詳細については、申請者全員に対し、別途通知いたします。

(2) 選定基準等

審議会の審査・採点に当たっては、次の表による選定の基準及び配点ウエイトにより審査します。

選 定 基 準	配点ウエイト
1 町民の平等な利用の確保	(確保されなければ失格)
2 施設の効用の最大限の発揮とサービスの向上	30点
3 施設の適切な管理	20点
4 施設管理経費の節減	20点
5 安定した管理に必要な人的、物的能力の確保	15点
6 その他目的達成に必要な事項	15点
合 計	100点

(3) 指定管理者候補者の決定等

審議会での選定結果を踏まえ、指定管理者候補者を決定します。その結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知することとともに、ホームページへの掲載等により公表します。

なお、採点結果についても、申請者ごとに公表します。

(4) 指定対象からの除外

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理者候補者の選定の対象から除外されます。また、指定管理者候補者の決定後に次のいずれかに該当していたことが判明した場合は、当該決定を取り消す場合があります。

ア. 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

イ. 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したとき。

ウ. 選定委員会の委員に個別に接触したとき。

エ. その他不正行為があったとき。

14. 指定管理者の指定及び協定

(1) 仮協定の締結

町と指定管理者候補者は、会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園）の業務内容、管理の基準等の細部について協議し、仮協定を締結します。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指定管理者候補者を会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園）の指定管理者とする旨の議案を令和元年12月会議に提出し、その議決を経て行います。

なお、議会が議決しなかった場合及び否決した場合においても、指定管理者候補者が支出した費用、提供したノウハウ等の対価については、一切補償いたしませんのでご了承ください。

(3) 協定

指定管理者の指定後、次に掲げる事項について、指定期間全体を通しての基本的事項に関する「基本協定」と年度ごとの業務等に関する「年度協定」の締結を予定しています。

ア. 「基本協定」

- ① 指定期間に関する事項
- ② 業務に関する基本的事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 施設の管理経費に関する基本的事項
- ⑤ 事業報告・業務報告に関する事項
- ⑥ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 個人情報保護に関する事項
- ⑧ リスク管理・責任分担に関する事項
- ⑨ 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- ⑩ その他

イ. 「年度協定」

- ① 当該年度の業務内容に関する事項
- ② 当該年度の管理経費に関する事項
- ③ 当該年度の目標に関する事項
- ④ その他

15. 事業の実施が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の業務の開始前までの措置

指定管理者又は指定管理者候補者が次の事項に該当した場合は、指定管理候補者の決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、取り消しとなった場合は、審議会の選定における次順位者を新たな指定管理者候補者とします。

- ア. 会津美里町議会により指定の議決が否決されたとき。
- イ. 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ウ. 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
- エ. 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなったとき。
- オ. 資金事情の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき。
- カ. 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(2) 指定管理者の業務開始後の措置

- ア. 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、町は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがあります。その場合において、町に損害が生じた場合は、指定の取り消しを受けた指定管理者が賠償の責を負うこととなります。
- イ. 不可抗力その他町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難な場合には、町と指定管理者との協議を経て、指定を取り消すこととなります。

16. 問い合わせ先

新鶴生涯学習センター

住所：会津美里町鶴野辺字広町730番地

電話：0242-78-3044

FAX：0242-78-3094

別紙 1

会津美里町体育施設 (新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園)
 指定管理委託料実績及び計画資料

■ 管理運営経費について

3カ年の管理運営に関する経費は、次のとおりです。

○ 新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園

(単位：円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (計画)
人件費	6,544,396	4,782,988	4,740,000
福利厚生費	355,495	335,102	300,000
雑給費	1,161,213	1,687,174	1,000,000
租税公課	4,334	33,510	15,000
原価償却費	0	526,920	389,000
通信運搬費	146,087	122,744	151,000
水道光熱費	4,176,915	3,686,883	3,820,770
消耗品費	370,322	457,773	465,000
広告宣伝費	0	0	0
車両費	7,539	49,978	40,000
保険料	30,750	50,219	50,000
施設管理費	559,440	559,440	400,000
修繕費	177,770	82,149	150,000
清掃費	408,990	451,350	296,000
雑費	157	23,126	1,000
商品仕入れ	4,371	0	10,000
管理費	578,189	1,017,286	900,000
支払消費税	1,196,931	1,109,221	1,200,000
合計	15,722,899	14,975,863	13,927,770

※ 令和元年10月からの消費税増額分が含まれます。

- 収入実績について
3カ年の使用料収入実績（見込）は、次のとおりです。

○ 新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園

(単位：円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
4月	86,972	26,713	34,944
5月	166,954	111,786	85,000
6月	132,519	104,011	105,300
7月	185,731	88,343	90,000
8月	307,509	169,728	162,000
9月	112,148	123,251	95,000
10月	107,815	95,168	85,000
11月	57,731	109,298	115,000
12月	41,889	17,584	
1月	16,203	10,157	
2月	24,426	13,445	
3月	28,862	16,954	
合 計	1,268,759	896,438	772,244 (1,316,000)

(4月のみ実績)

* 体育館の耐震工事（6月からの予定）により収入減を見込んでいます。

提出書類一覧

書類名	説 明
指定管理者指定申請書	公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則様式第1号
事業計画書	様式1
収支計画書	様式2
法人等の概要を記載した書類	様式3
定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずる書類	様式任意。最新のもの
法人登記簿謄本	現在事項全部証明書。申請日の前日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの
印鑑証明書	申請日の前日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの
申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書	昨年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度設立された法人等にあつては、今年度の事業内容を明らかにできる書類
法人等の役員名簿	様式任意。申請日現在のもの
欠格事項に該当しない旨の誓約書	様式4
法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類	税務署長が発行する納税証明書。申請日の前日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの
会津美里町に未納がないことを証明する書類	申請日の前日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの 会津美里町長が発行する納税証明書。
上記提出書類のうち該当しないものについての上申書	様式5。提出書類のうち該当しないものがある場合のみ提出

様式第1号

令和 年 月 日

会津美里町長
(教育委員会)

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

⑩

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、次の施設において、指定管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称

(添付書類)

事業計画書 (施設名： . . .)

申請者 (法人その他の団体名)

(記載上の注意)

- ・ 用紙はA 4 版縦書きとして、次に掲げる内容を記載してください。
- ・ 書式は自由とし、必要な場合は、適時資料を添付してください。

【応募理由】

1. 管理運営の基本的考え方
(1) 管理運営の基本姿勢 (施設の目的を理解し、それに対する基本姿勢、住民の平等な利用確保)
2. サービス向上の考え方
(1) サービスの向上に対する基本姿勢
(2) サービス向上のための具体的方策
(3) 住民要望の把握とその具現化
(4) 利用者とのトラブル防止と苦情への対応 (苦情に対しての処理方法、責任体制、町への報告などの適切な対応)
3. 経費削減の考え方
(1) 経費削減に対する基本姿勢

<p>(2) 経費削減のための具体的方策</p>
<p>4. 施設の利用促進のための考え方</p> <p>(1) 施設の利用促進のための具体的方策</p>
<p>(2) 目標とする施設利用者数</p>
<p>(3) 利用料金設定額の考え方</p>
<p>5. 施設の適切な管理</p> <p>(1) 施設の受付、運転、保守等管理の実績 (実績がない場合は、その対応について記載)</p>
<p>(2) 施設管理についてアピールすべき事項 (施設管理のつよみ等記載)</p>
<p>(3) 有資格者の確保 (資格を必要とする場合)</p>
<p>(4) 再委託の業務内容</p>
<p>6. 管理運営体制</p> <p>(1) 施設における組織体系図 (指揮命令系統、管理責任者を明示すること。)</p>
<p>(2) 職員の配置計画 (正職員、臨時職員、パート職員、担当業務を明示すること。)</p>
<p>(3) 職員の日常配置 (日常における職員の配置状況)</p>

<p>(4) 職員の能力開発 (研修計画等の具体策)</p>
<p>7. 安全対策及び個人情報保護</p>
<p>(1) 日常の安全対策教育と非常時の対応</p>
<p>(2) 個人情報保護への対応</p>
<p>8. その他</p>
<p>(1) 現在当該業務に従事している職員の採用に対する考え方</p>
<p>(2) 社会貢献活動への取り組みの考え方</p>
<p>(3) 特記事項 (その他アピールしたいポイント、新たな事業 (管理) 計画の提案等を自由にお書きください。)</p>

収支計画書 (施設名 :)

申請者 (法人その他団体名)

(1) 収入の部

項 目	平成 年度	積 算 内 容
利用料金		
指定管理委託料 (提案額)		
その他収入		
合 計		

(2) 支出の部

項 目	平成 年度	積 算 内 容
人件費		
光熱水費		
維持管理費		
委託費		
修繕費		
その他経費		
合 計		

(記載上の注意)

- ・ 本様式に限らず、同様の内容を記載した別紙による提出も可能です。ただし、用紙は、A4縦書きとしてください。
- ・ 毎年度作成し、提出してください。

法人等概要書

(令和元年7月現在)

名称	
所在地	
電話番号	FAX 番号
代表者名 (役職)	
資本金等	設立年月日
沿革	
経営方針	
従業員数	
主な業務内容	
応募に関する担当者連絡先	
氏名	部署・職名
電話番号	FAX 番号
電子メールアドレス	

(記載上の注意)

- 本様式に限らず、同様の内容を記載した別紙による提出も可能です。ただし、用紙は、A4縦書きとしてください。

様式 4

誓 約 書

令和 年 月 日

会津美里町長

所在地

法人等名称

代表者氏名

印

会津美里町○○施設の指定管理者の指定の申請を行うに当たり、下記に記載した事項は真実に相違ありません。

記

会津美里町○○施設指定管理者募集要項「8（1）申請資格」に該当していません。

様式 5

申 立 書

令和 年 月 日

会津美里町長

所在地

法人等名称

代表者氏名

印

会津美里町〇〇施設の指定管理者の募集に係る申請書類について、下記のとおり申し立てます。

記

次の提出書類については、該当ありません。

(該当のない提出書類の名称)

(該当のない理由)

様式 6

新鶴生涯学習センター宛 (FAX 番号：78-3094)

質 問 書 (指定管理者募集関連)

法人等名称

担当者名

連絡先 (電話番号)

(FAX 番号)

質 問 事 項	質 問 内 容

指定管理者が行う業務仕様書 I

(会津美里町の管理する体育施設条例規定施設)

会津美里町体育施設

(新鶴体育館)

(吹上総合運動場)

(ふれあいの森公園)

会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園）
指定管理者の業務仕様書

会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園）の指定管理者が行う業務の内容について定めることを目的とする。

2. 管理に関する基本的な考え方

次の事項を十分認識のうえ、施設の管理に当たること。

- (ア) 施設の設置目的・理念に基づき管理運営に当たること。
- (イ) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (ウ) 個人情報保護及び情報公開に関する措置を講じること。
- (エ) 効率的な運営を行うこと。
- (オ) 管理運営費の削減に努めること。
- (カ) 特定の個人や団体等に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。

3. 施設の概要

(1) 新鶴体育館

① 所在地

会津美里町佐賀瀬川字峯山 5003 番地

② 施設の設置目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定に基づき、町民の体育及びレクリエーションその他社会教育の振興を図る。

③ 施設の内容

供用期間	4月1日から3月31日まで
規 模	敷地面積 44,063 m ²
	体育館建築面積 1,279,998 m ²
	体育館延床面積 1,339,760 m ²
構 造	体育館 鉄筋コンクリート鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 ポンプ室 鉄筋コンクリート造

(2) 吹上総合運動場

① 所在地

会津美里町佐賀瀬川字峯山 5003 番地

② 施設の設置目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定に基づき、町民の体育及びレクリエーションその他社会教育の振興を図る。

③ 施設の内容

供用期間	4月1日から11月30日まで		
規 模	敷地面積	44,063 m ²	
	*野球	1面	ソフトボール 2面
	*トイレ	鉄筋コンクリート造	14.40 m ²
構 造	運動場夜間照明設備		
	*投光器架台	6灯用 2基	4灯用 4基
	*投光器	ワルチハロゲン用	78個
		高圧ナトリウム用	54個

(3) ふれあいの森公園

① 所在地

会津美里町鶴野辺字下長尾2398番地

② 施設の設置目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、町民の体育及びレクリエーションその他社会教育の振興を図る。

③ 施設の内容

供用期間	4月1日から11月30日まで		
規 模	敷地面積	38,028.74 m ²	
	*テニスコート	4,720 m ²	6面 全天候型・夜間照明完備
	*アスレチック広場	1,800 m ²	(遊具一式)
	*テントサイト	10張	
	*観覧席	300人収容	
	*多目的運動広場	陸上競技場	400mトラック
構 造			
	*管理棟	1棟	176.00 m ² 木造平屋建
	*倉庫	1棟	96.00 m ² 鉄筋コンクリート造
	*炊事棟	1棟	33.84 m ² 木造平屋建
	*バンガロー	2棟	54.40 m ² 木造平屋建
	*ログブライレ	1棟	20.00 m ² 木造平屋建

4. 利用料の減免について

* 会津美里町体育施設条例
(使用料金の減免)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 町の機関等がその目的達成のため利用するとき。

(2) 町内に所在する幼児施設、小学校、中学校及び高等学校が授業の一環として利用するとき。

(3) 町の社会教育関係認定団体及び社会福祉団体並びにこれらの団体が加盟している連合体

- がその目的達成のため利用するとき
- (4) 国又は県の機関が公用のため利用するとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、特別に理由があるとき

* 会津美里町体育施設条例施行規則
(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、条例第13条の規定により使用料の全部又は一部を減免することができる場合及び額は別表2のとおりとする。

2 前項の規定により減免を受けようとする者は、会津美里町体育施設使用料減免申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

別表2(第7条)

区 分	減免基準割合	
	基本使用料	ナイター設備使用料
1 町の機関等がその目的達成のため利用するとき	全額	全額
2 町内に所在する幼児施設、小学校、中学校及び高等学校が授業や行事の一環として利用するとき	全額	全額
3 町の社会教育団体、社会福祉団体並びにこれらの団体が加盟している連合会がその目的達成のため利用するとき	全額	全額
4 国又は県の機関が公用のため利用するとき	2分の1の額	—
5 前各号に定めるもののほか、特別の理由があるとき	教育委員会が決定した金額	教育委員会が決定した金額

備考 冷暖房を利用するときの減免については、表に定めるナイター設備使用料の基準割合とする。

5. 指定管理者の共通管理業務

[共通業務]

(1) 窓口業務

- ① 施設利用案内(窓口・電話の対応)
- ② 施設利用受付(窓口・電話の対応)
- ③ 施設利用料の徴収事務及び還付手続事務
- ④ 施設利用予約の取り消しの手続事務
- ⑤ 施設予約台帳の管理
- ⑥ 事故防止対策
- ⑦ 利用者への案内放送業務
- ⑧ 拾得物・分失物受付保管業務
- ⑨ 公的機関情報提供の協力(チラシ・ポスター)

- ⑩ 苦情・要望等への対応
- ⑪ 勤務日誌業務

(2) スケジュールの管理業務

- ① 大会等年間スケジュールの調整
- ② 種目団体等との連絡調整
- ③ 大会・イベント等の事前打ち合わせ
- ④ 施設利用予定表の作成
- ⑤ 主な大会、イベント予定表の作成

(3) 経理業務

- ① 施設利用料の収納、集計事務
- ② 設備・備品利用料の収納、集計事務
- ③ 公衆電話、複写機、FAX利用料の収納事務
- ④ 委託契約の締結
- ⑤ 設備・器具保守点検契約の締結
- ⑥ 施設保険等の加入及び手続(火災保険は除く)

(4) 報告・統計業務

- ① 天災、人災、その他事故による破損、損傷状況報告書提出
- ② 施設利用収納状況報告作成、提出
- ③ 消防設備保守点検報告
- ④ 電気保安管理業務
- ⑤ 環境衛生管理業務
- ⑥ 各種調査への回答
- ⑦ 苦情、要望等への回答
- ⑧ 施設利用者実績表の作成、提出
- ⑨ 作業月報の作成、提出

(5) 情報提供

- ① 個人情報保護条例の遵守
- ② 施設案内パンフレット作成
- ③ 案内掲示板、利用上の注意板等の作成、設置
- ④ 施設への対応

(6) 日常業務

- ① 清掃、設備管理業務
- ② 利用可否の判断
- ③ 施設、器具の点検・整備
- ④ 物品等の購入
- ⑤ 施設の軽微な補修
- ⑥ 管理計画の作成
- ⑦ 町(教育委員会)との連絡調整
- ⑧ 関係機関との連絡調整(保守・修繕)

- ⑨ 器具庫等の鍵の貸し出し業務
- ⑩ 緊急時（救急、火事、災害）の対応
- ⑪ 利用者の避難誘導
- ⑫ けが人の応急処置
- ⑬ 救急車、消防車等の要請
- ⑭ 器具、備品の貸出し・返却確認（机・イス等）
- ⑮ 大会の準備（放送、照明、鍵の開閉等）
- ⑯ 大会終了時の点検確認業務
- ⑰ 施設利用申請書等の管理
- ⑱ ゼラント整備（レイキかけ、砂補充等）
- ⑲ 倉庫の管理（鍵開け、清掃）
- ⑳ 防護ネットの点検修理

5、備品の管理等

施設の備品は、指定管理者に無償貸与する。なお、消耗品類の更新については、指定管理者の負担とする。

6、その他留意事項

- ① 物品販売行為を行うときは、事前に町（教育委員会）と協議すること。
- ② 指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担において、令和2年4月1日から円滑に指定施設の管理に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えてください。なお、業務の引

継ぎが必要な場合は、随時行うこと。

- ③ 応募に伴って提出された書類は返却しない。
- ④ 会津美里町体育協会が実施する各種スポーツ振興事業の円滑な運営に協力すること。
- ⑤ 指定管理者は次の保険に加入のこと。なお、保険料は、指定管理料に含まれる。

● 賠償責任保険

施設や設備の不備により利用者に損害を与え、賠償責任を負った際の補償

● 施設利用者傷害保険

施設の責任の有無を問わず、利用者が怪我等の損害を受けた場合の補償

指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ

(会津美里町の管理する体育施設条例規定施設)

会津美里町体育施設

(新鶴体育館)

(吹上総合運動場)

(ふれあいの森公園)

清掃業務共通仕様書

(1) 業務の目的

指定管理施設の美観を長年にわたり維持できるよう、総合的な清掃を行うことを任務とする。

従業員は常に清掃費の経済性を考え計画的に作業を行うとともに、清掃効果を十分に発揮するように心掛けなければならない。

(2) 清掃基準

A 日常清掃

- ① 休館日・休園日を除き毎日清掃を行う。
- ② 作業は、施設利用者に支障のないように注意しなければならない。
- ③ 作業は、汚れがひどい所、通行が頻繁な場所常に見回り、随時必要な清潔な状態にしておかなければならない。
- ④ 常に敷地内を見回り、必要に応じて清掃を行う。

B その他

- ① ごみの搬出・・・不燃物・可燃物・リサイクル物に分別し、指定する場所に搬出する。

電気保安管理業務

(1) 業務内容
委託業務

消防設備保守点検業務

(1) 業務内容
委託業務

用具利用受付貸出業務

(1) 業務

用具の利用受付貸出業務を主な任務とする。従事者は特に身だしなみに気をつけ、来館者への態度及び言葉づかいは、丁寧かつ簡素に、また、相手の身分・服装によって差別することなくはつきりと対応しなければならない。

(2) 業務内容

- ① 用具の利用受付貸出業務
- ② 用具の利用説明
- ③ 用具庫場所の案内
- ④ 用具の数量等点検確認業務